　石川県勤労者山岳連盟規約（2016/3/6改定）

第１章　総 則

（名称・事務所）

第１条　この組織は、「石川県勤労者山岳連盟」（以下、「本連盟」という）と称する。また、略称を石川労山とする。

２．本連盟の事務所を石川県野々市市横宮８－５つばき通り百番ビル５０２号室に置く。

（加盟組織）

第２条　本連盟は、総会の議決に基づき「日本勤労者山岳連盟」（以下、「全国連盟」という）に加盟する。

第２章　目 的 と 活 動

（目　的）

第３条　本連盟の目的は、「石川県勤労者山岳連盟趣意書」に則った諸活動を推進することにより、加盟団体とその構成員の登山と会活動の推進に寄与することにある。

（活　動）

第４条　本連盟は、前条の目的を達成するために、次の諸活動を行う。

　　（１）登山思潮の学習交流と登山技術の向上のための活動→

　　（２）加盟団体の活動に対する指導と援助及び共同事業の推進

（３）未組織の地域・職場・学園での山岳会・ハイキングクラブ等の創立支援と本連盟への加盟

促進

（４）事故防止に関する研究・対策及び啓発事業の実施

（５）県連合同救助隊「石川ベルクバハト」の運営

（６）山岳自然環境の保全と登山のための社会的条件整備を求める活動

（７）加盟団体とその構成員に対する登山関係の情報の提供、その他出版物の発行と普及

（８）県内外の山岳団体、自然保護団体、関係行政との連携・協力

（９）その他、前条の目的達成に必要な活動

第３章　組 織

（加盟・脱退）

第５条　趣意書及びこの規約を承認し、連盟加盟費を納入し、所定の加盟手続きを取り、本連盟理事会の承認を受けた団体は、加盟することができる。

２．加盟団体は、本連盟を自由に脱退することができる。ただし、連盟への債務を精算し、所定の脱退手続きを取り、本連盟理事会の承認を受けた団体は、脱退することができる。

第６条　加盟団体は、６ケ月間、連盟費を納入しない場合は、本連盟理事会の確認後、加盟団体としての資格を停止する。

２．加盟団体は、６ケ月間、連盟費を納入せず、催促するも理由なく滞納する場合、または本規約に重大な違反をした場合は、本連盟理事会の特別議決（出席理事の3分の2以上の発議に基づき、加盟団体の３分の２以上の同意）にて、本連盟から除名することができる。

第４章　機 関

第7条　本連盟に、次の機関を置く

（１）総会

　　 ①　総会は、本連盟の最高議決機関として、定期総会については年１回、２月最終日曜日又は3 月第一日曜日に、理事会の確認を経て、会長が招集する。

②　総会は、各加盟団体から選出した代議員で構成され、２分の１以上の出席をもって成立する。なお、出席できない代議員は、その権限を他の代理人に委任することができ、その委任状をもって出席とみなすことができる。但し、各会単位での委任状総数は、各会の代議員定員の過半数未満とする。

③　必要に応じて会長は、臨時総会を招集することができる。また、加盟団体の３分の１以上の要請があった時は、臨時総会を開かなければならない

④　総会の決定は、特に定めるものを除いて、出席者の過半数をもって成立する。

⑤　代議員は加盟団体より、構成員5名毎に1名（端数は切り捨て）選出するものとする。但し、連盟の役員（監事を除く）を代議員に選出することはできない。

⑥　前項の構成員とは連盟費納入人員であり、総会の開催される直近の5月末または11月末現在における基本調査報告による。

（２）理事会

①　理事会は、総会に次ぐ議決機関であり、唯一の執行機関として、原則として月１回理事長が招集する。

②　理事会は、総会で承認された次の理事で構成する。

　　　 １）別に定める基準により、加盟団体が推薦する者

　　　 ２）会長が加盟団体の会員の中から推薦する者

③　理事会は、理事の２分の１以上の出席で成立し、出席理事の過半数の同意により議決する。但し、加盟団体の過半数の同意が得られない場合は、議決結果は保留される。

④　理事は、連盟の業務を分掌する。

（３）事務局

　 　連盟の運営に関する事務を行うため、理事長が総括する事務局を置くことが出来る。

（４）専門部

①　連盟の実務機関として、必要な専門部を置く

②　専門部の設置は、毎年度の活動方針の中で定める。但し、理事会の議にて、その変更をおこなうことができる。

（５）事務局・専門部の構成

　　　 　事務局・専門部は、理事により構成し、その長を各１名、理事会にて選任する、但し、理事長は、必要に応じて理事以外の事務局員・部員を任命することができる。

（６）委員会

　　　　必要に応じて実行委員会及び諮問委員会を置く。なお、委員長には理事をあて、委員は理事長　任命する。

（７）山岳救助隊「石川ベルクバハト」

　　　会長の指導のもとに、各会選抜会員による県連合同山岳救助隊「石川ベルクバハト」を設置する。詳細については、県連遭難対策規定にて定める。

(役　員)

第８条　本連盟に次の役員を置く。

（１）会長　　　1名

（２）副会長　　若干名を置くことができる。

（３）理事長　　１名

（４）副理事長　若干名を置くことができる。

（５）理事　　　20名以内

　 （６）監事　　　２名

２．役員（理事・監事）は定期総会において選出し、役員の任期は次の定期総会までとし、再選を妨げない。また、役員の補充は理事会で決定し、補充役員の任期は前任者の残り期間とする。なお、総会までに理事を推薦できなかった加盟団体は、この補充規定を準用して、補充員数を充足する。

３．理事は、理事の中から、会長・副会長・理事長・副理事長を互選する。

（役員選考）

第8条の２　本連盟に、役員選考委員会を置く

２．役員選考委員会は、会長・理事長と各会代表者各１名で構成する。

３．役員選考委員会は、毎年、通常総会前の適宜な時期に開催し、理事会の諮問に応えて、次のことを決定する。

（１）次年度県連理事会の必要とする理事の総定員

（２）各加盟団体から推薦する理事候補の員数及び候補者

（３）全体枠で理事会が推薦する理事候補の推薦

（４）会長以下の次期役員の選考

４．各加盟団体は、その所属する会員数に応じて、次の基準で理事候補を推薦する。

（１）会員数１５名未満の加盟団体からは１名以上

（２）１５名以上３０名未満の加盟団体からは２名以上

（３）３０名以上５０名未満の加盟団体からは３名以上

（４）５０名以上の加盟団体からは４名以上

（顧問）

第８条の３　理事会の議により、加盟団体構成員の中から、顧問を委嘱し、本連盟の活動への助言・支援を受けることができる。

第５章　財 政

第９条　 本連盟の財政は、加盟費、連盟費その他の収入でまかなう。

（会計年度）

第１０条　本連盟の会計年度は、毎年２月１日から翌年１月末日までとし、会計報告は定期総会の都度行い、総会の承認を受ける。

（特別会計）

第１０条の２　本連盟の会計には一般会計の他、次の特別会計を設ける。

（１）県連遭難対策特別会計

　　　 ①　この特別会計の設置目的は、次の通りとする。

　　　　 　１）初動捜索費等の加盟団体への貸付のための遭難時緊急支援基金への拠出

　　　　 　２）救助隊特別会計で賄えない装備費用及びその他必要な費用を支出

②　この特別会計の原資は、以下のもととする。

１）過年度決算の余剰金からの積立金

２）本特別会計で不足する場合に限って、一般会計又は他の特別会計からの繰り入れ

３）全国連盟第一種基金からの借用金

４）全国連盟の遭対基金加入促進還元金

５）寄付金等その他の収入

③　遭難時緊急支援基金の詳細（貸付規定等の整備を含む）は、別途定める。

（２）財政調整特別会計

①　一般会計・他の特別会計の収支不足、事業活動資金の一時的な充当、一般会計の運転資金需要等に支出する。

②　財政調整特別会計への繰り入れは、毎年度単年度決算の余剰金から繰り入れ

（３）特別支出準備特別会計

①　記念事業の準備資金（積み増しが必要になった場合は一般会計から繰り入れ）

②　多額の臨時支出への準備金

（４）救助隊特別会計

①　救助隊ベルクバハトの日常の活動費用として、理事会の決定した額を、年度当初に渡し切りで交付する。

②　余剰金は、次年度繰越金として救助隊特別会計に計上する

③　救助隊特別会計で賄えない臨時的な多額の支出は、県連遭難対策特別会計による。

（加盟費・連盟費）

第１１条　本連盟の加盟費は加盟団体毎に1,000円とし、連盟費は団体毎に年間一律分担金は1団体4,000円、比例分担金は構成員1人１ケ月380円（全国連盟分130円、県連分250円）とする。但し、100名を超える加盟団体については、100人超えの部分は1人１ケ月330円（全国連盟分130円、県連分200円）とする。

２．総会に付議することが困難である場合は、前項の連盟費を引き下げる場合、及び全国連盟分の変更を行う場合に限って、理事会の特別決議（理事の３分の２以上の同意）により，改訂することができる。

３．負担方法は年２回とし、第一回目は４月末日、２回目は１０月末日とする。比例分担金の基礎人数は次の通りとし、各期日に各々６ケ月分を負担する、なお、分担金は総会前年１１月末の基本調査報告人数にて決定する。

（１）比例分担金のうち全国連盟の個人加盟金に相当する部分

　　 ---総会の前年１１月末の基本調査報告人数

（２）比例分担金のうち全国連盟の個人加盟費を除いた部分

　　 　----第一回目（４月末）総会前年の１１月末の基本調査報告人数

　　　 ----第二回目（１０月末）５月末人数

第６章　遭 難 対 策

第１２条　本連盟の事故対策は、別に定める「石川県勤労者山岳連盟遭難対策規程」に基づいて行う

第１３条　納入された加盟費、連盟費は今連盟を脱退しても返還しない

第１４条　理事会は、この規約に定められていない問題については、趣意書、規約の精神に基づいて処理する事ができる

第１５条　この規約の改廃は、総会出席者の３分の２以上の決議によらなければならない。

第１６条　この規約は１９７１年５月１６日より実施する。

[附　則]

１．改正　　1972年5月21日　　1975年6月2日　　1976年3月7日　　1977年3月3日

　　　　　 1985年3月10日　　1994年3月6日　　1996年3月6日　　1998年3月1日

2000年3月 5日　-----第7条（機関）、第８条（役員）

　2002年7月 7日 -----第１条（名称・事務所、第２条（加盟組織）、第３条（目的）

　　　　　臨時総会　　　第４条（活動）、第７条（機関）、第８条の２（役員選考）

　　　　　　　　　　　　第10条の２（特別会計）、第11条（加盟費・連盟費）

2012月2月26日　-----第１条（名称・事務所）、第７条（総会）、第８条（役員）

第８条の２（役員選考）、第８条の３（顧問）

　　　　　　　　　　　　第10条の２（特別会計）

　　　　　　　2016年3月6日　----　第１条の２（名称・事務所）

第１０条の２（４）の②救助隊特別会計（余剰金）

以上